

ボランティアグループ「西淀川インターナショナルコミュニティー」会則

第1章 総則

(名称)

第1条 このボランティアグループは「西淀川インターナショナルコミュニティー」という。

(事務所)

第2条 このボランティアグループの事務所は大阪市西淀川区福町2丁目3-35に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 このボランティアグループは、西淀川区に暮らす外国人住民および外国につながるのある住民がより良い生活を送り、西淀川区が多文化共生を実現する地域となることを目的とする。

(事業)

第4条 このボランティアグループは、その他目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 外国につながるのある子どもへの学習支援教室の開催
- (2) 外国人住民向けの相談会の開催
- (3) 日本人住民との交流会
- (4) (1)～(3)を実現するための、その他の活動

第3章 会員

(会員)

第5条 会員は運営委員および運営委員会が任命したものにより構成される。

第4章 役員

(種別および定数)

第6条 このボランティアグループに次の役員を置く。

- (1) 代表 1人から3人以内
- (2) 副代表 3人以内

(選任)

第7条 役員は運営委員会において選任する。

(任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

第5章 総会

(種別)

第9条 このボランティアグループの総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第10条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第11条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散、合併
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員、運営委員の選任、解任
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第12条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、運営委員の3分の2が必要と認め招集の請求をしたとき開催する。

(招集)

第13条 総会は、代表が招集する。

2 代表は第12条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(議長)

第14条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第 15 条 総会は、会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

第 6 章 運営委員会

(構成)

第 16 条 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

(選任)

第 17 条 運営委員は、総会において選任する。

2 運営委員長は代表、副運営委員長は副代表から各々 1 名を運営委員会において選任する。

(権能)

第 18 条 運営委員会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 会員の任免
- (5) 運営委員の任免

(開催)

第 19 条 運営委員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき。
- (2) 運営委員総数の 3 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(任期)

第 20 条 運営委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(解任)

第 21 条 運営委員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合は、その運営委員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他運営委員としてふさわしくない行為があったとき。

第 7 章 会則の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 22 条 このボランティアグループが会則を変更しようとするときは、総会に出席した会員の 2 分の 1 以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)

第 23 条 このボランティアグループは次に掲げる自由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする活動の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定

附則

この会則は 2015 年 9 月 1 日から施行する。

2015 年 10 月 1 日	改訂
2017 年 11 月 1 日	改訂
2018 年 6 月 29 日	改訂
2023 年 6 月 17 日	改訂